

長崎労働局 YouTube 運営方針

1 目的

この運用方針は、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、長崎労働局が開設する YouTube の動画チャンネルで情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものです。

2 運用管理者

公式チャンネルの運用管理者は雇用環境・均等室とします。

なお、運用管理者については、今後の運用状況に応じて変更することがあります。

公式チャンネル名を「長崎労働局 YouTube チャンネル」として運用します。

3 運用方法

- (1) 運用管理者は、広報資料や行政に関する情報などを必要に応じて投稿します。
- (2) 各動画に対する利用者のコメント等への返信は原則として行いません。
- (3) 本サービスの提供にあたっては、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング運用方針」に従い、同方針3(2)に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削減、拒否する場合があります。

4 著作権

公式動画に掲載している個々の情報（文字、写真、イラスト等）は著作権の対象となっています。著作権は日本国著作権法および国際条約により保護されています。当ページの内容の全部または一部については適宜の方法により、出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことができますが、無断転載はご遠慮ください。

また、商用目的で複製する場合もあらかじめ長崎労働局までご連絡ください。

動画チャンネルの内容の全部または一部について長崎労働局に無断で改変を行うことはできません。

5 免責事項

長崎労働局は、動画チャンネルを利用することで利用者および第三者に生じた直接・間接的な損失について、一切責任を負いません。

6 その他

長崎労働局は、予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合があります。

この運用方針は令和3年3月5日から適用します。

厚生労働省の施策について詳しく調べたい場合は、厚生労働省ホームページ、長崎労働局ホームページをご覧ください。

長崎労働局公式ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/home.html>